

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月22日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

新山下緑地法面緊急点検・応急措置等業務委託

2 履行（納品）場所

中区山手町148-8（新山下緑地）

3 契約日

令和5年7月31日

4 履行日又は履行期間

令和5年8月7日から令和5年10月31日まで

5 契約金額

4,664,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

名 称：ライト工業株式会社横浜営業所 所長 佐藤 樹一
所在地：横浜市中区太田町4-47

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

新山下緑地の法面（コンクリート法枠施工箇所）上部において、最上部法枠背面の沈下・空洞化や前面法枠内の地盤沈下・ラス網露出といった不具合が判明しました。

この状況が進行した場合、法肩に接する民地にも影響が生じるため、専門的な知識を有した者により、早急に現状を確認して当面の進行を止めるための応急措置を講じると共に、今後、必要な対策を把握する必要があるため随意契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

過去に周辺の法面工事の実績があり現地の状況を把握していること、また、必要な専門知識を有していることから、迅速かつ的確な対応ができるため選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課